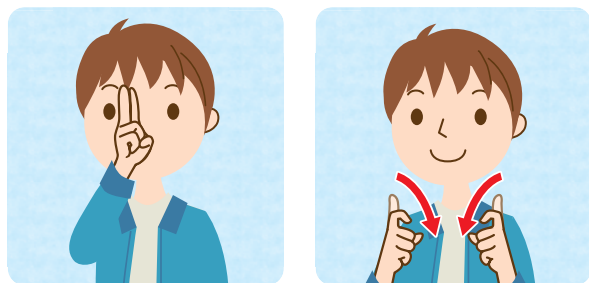


手話を教えてください

手話は目で見る言葉です。必ず話す相手の顔を見て、豊かな感情表現を付けて行います。

こんにちは



人差し指と中指を重ね
額の中央部分に当てます。



両手の人差し指を向かい
合わせて曲げます。

よろしくおねがいします



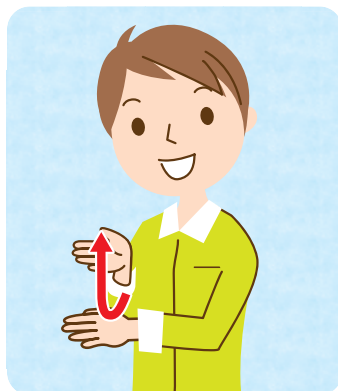
右手のこぶしを
鼻に当て、



指を揃えて開きながら
前に出します。

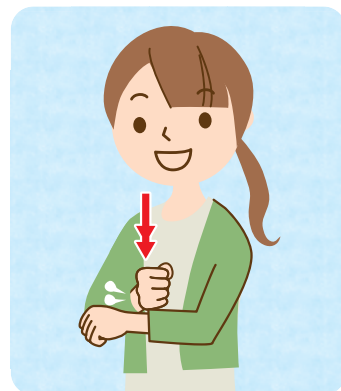
ありがとう

左手の甲に右手を
乗せ、右手を
上げながら
頭を下げます。



つか お疲れ様

右手こぶしの
小指側で左腕
2回たたきます。



手話を学びたい方へ

●手話奉仕員の養成 各市町へお問い合わせください

●手話通訳者・要約筆記者の養成

石川県障害保健福祉課又は石川県聴覚障害者センターへお問い合わせください

石川県聴覚障害者センター（社会福祉法人石川県聴覚障害者協会）

〒920-0964 金沢市本多町3丁目1番10号 石川県社会福祉会館内

電話 076-264-8615 FAX 076-261-3021

石川県健康福祉部障害保健福祉課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話076-225-1426 FAX 076-225-1429

Email: shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp

問い合わせ先

石川県手話言語条例

平成30年4月1日施行

手話は気持ちを通わせ
人と人をつなぐ絆です。

石(いし)

川(かわ)

手話が言語であるとの認識に基づき、障害のある人もない人も尊重しあい、
共生できる社会の実現を目指して、石川県手話言語条例を制定しました。

県では、本条例の理念を踏まえた施策の充実に努め、
手話の普及を図ってまいります。

石川県

石川県手話言語条例について

聴覚障害とは？

「聞こえない・聞こえにくい」という外見からはわからない障害

ろう者とは？

聴覚障害者であって、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む人のこと
 ※ろう児：聴覚に障害のある幼児、児童及び生徒のこと

手話とは？

- 手や指、体の動きや表情等により意思や抽象的な概念を視覚的に表現する独自の体系を有する言語
- ろう者が情報を得たり、自分の意思を示したり、他者とコミュニケーションを図るために用い、知的で心豊かな生活を送るために大切に育み受け継いできた文化的財産

【制定の趣旨】

手話が言語であるとの認識に基づき、県・市町・県民等・事業者が一体となって、手話を使用しやすい環境を整備し、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあいながら、共生することのできる地域社会を築くため「石川県手話言語条例」を制定

【それぞれの責務及び役割】

- ① 県・市町の責務
 - 手話の普及など手話を使いやすい環境整備
- ② 県民等
 - 県民：手話への理解を深め、県・市町の施策への協力
 - ろう者：県・市町が行う県民の理解促進等への協力
 - 手話通訳者等：手話技術の向上及び、県・市町が行う県民の理解促進等への協力
- ③ 事業者
 - ろう者の従業員やサービス利用者の手話使用への配慮

【石川県の基本施策】

- ① 手話を学ぶ機会の確保
 - 県民が手話を学ぶ機会の確保
 - 県職員が手話を学ぶ取り組みの推進
- ② ろう児等が通う学校における取組の推進
 - 教職員の手話技術向上
 - ろう児等及び保護者が手話を学ぶ機会の提供及び教育に関する相談及び支援
- ③ 手話通訳を行う人材の育成
 - 手話通訳者等及びその指導者の養成及び手話技術向上
- ④ 手話による情報発信等
 - 県政情報の手話による発信

手話言語条例
紹介動画 HP



聴覚障害について知ってほしいこと

外見で障害がわからない

後ろからの呼びかけは聞こえないことがあります。正面から大きく口を開けて話しかけましょう。



音の情報がわからない

交通機関のアナウンスやサイン・警報など、生活に必要な音や音声が聞こえないことがあります。重要な情報は周りの人が伝えて下さい。



書いたのに伝わらなかった

文章の読み書きが苦手な人がいます。手話通訳などその人が必要な方法を確認することが大切です。

